○ 財務省告示第 181 号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号)第7条第3項の規定に基づき、令和2年6月22日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和2年7月10日

財務大臣 麻生 太郎

- 1 名 称 及 び 記 国 庫 短 期 証 券 ( 第 916 回 ) 号
- 2 発行の根拠 特別会計に関する法律(平成 19 法律及びそ 年法律第 23号)第 46条第 1項 の条項
- 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法用等 律 (平成 13 年 法 律 第 75 号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発 行 方 法 日 本 銀 行 に よ る 借 換 え の た め の 引 受 け
- 5 発 行 額 額 面 金 額 で 2,195,690,000,000 円
- 6 最低額面金 50,000円 額
- 7 振 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る。
- 9 発 行 価 格 額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円 19 銭 6 厘

当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

- 11 償還金額 額面金額 100円につき 100円
- 12 元金支払場 日本銀行

所

13 払込期日 令和2年6月22日